

令和8年度第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

令和8年4月27日（月） 10:30～11:17

宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

進行

1 開 会

- （開会宣言）ただ今から、令和8年度第1回宮城県教科用図書選定審議会を開会する。

進行

教育長挨拶
（代 副教育長）

2 教育長挨拶

- 開会にあたり、宮城県教育委員会 小野寺邦貢教育長が挨拶を申し上げる。
- 小野寺教育長から挨拶を預かっているので、代読させていただく。
この度は、令和8年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただいたことに、厚くお礼申し上げます。
本審議会は県教育委員会が設置する教科書採択に係る諮問機関であり、市町村教育委員会が行う採択事務について、県教育委員会が指導助言等を行うに当たり、専門的かつ多角的な御意見を伺うことを目的としている。
教科用図書は、学校教育において主たる教材として位置付けられ、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものである。このため、その採択においては、関係法令や通知等に基づき、適正かつ公正に行われることが何より重要である。
併せて、採択権者の判断と責任により、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対しての説明責任を果たす必要があり、採択の公正確保の徹底が図られるよう万全を期していく。
今年度は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準等について御審議いただく。今回、委員の皆様には御審議いただく採択基準や選定資料等は、各採択地区協議会において独自に調査研究が行われ、教科用図書を採択する際の拠り所となるものである。
県教育委員会としては、当審議会の御意見を十分に踏まえ、採択基準や選定資料等の必要な資料を作成し、市町村教育委員会等に対し適切な指導、助言、援助を行っていく。
委員の皆様には、限られた時間の中での御審議となる。是非、忌憚のない御意見、御指導を賜るようお願い申し上げ、挨拶とする。

進行

3 会議の公開について

- 審議に入る前に「会議の公開」についてお諮りする。事務局から説明する。

事務局

○ 審議会の公開について説明する。

資料1ページに記載のとおり、情報公開条例第19条の規定により、審議会は原則公開と定められている。

ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」とされている。

このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。

ただ今申し上げた規定を前提に考えると、本日の会議の内容は、特別支援学校及び特別支援学級において、令和9年度に使用する学校教育法附則第9条に基づく、教科用図書の採択基準を御審議いただくものであることから、特に非公開情報には該当せず、公開が適当であると考えます。

ただし、委員の皆様の所属や個人名等については、公開されると、外部からの働き掛けが想定されるなど、教科用図書の採択基準について、公正若しくは円滑な審議が阻害され、執行に支障が生じると認められることから、情報公開条例第8条第1項第7号に該当し、公開しないことが適当であると考えています。

また、5月18日に予定されている第2回審議会については、審議内容の中で、出版社ごとの図書の特徴等について、具体的な審議が行われることから、採択の公正を確保する意味で、審議については非公開が適当と考えています。

まとめると、『第1回審議会は、委員の所属、氏名、顔写真や撮影など等、委員個人を特定できる情報を除き公開』『第2回審議会は、議事については非公開』が適当である」と考えています。

なお、審議終了後の会議資料及び議事録については、説明申し上げたような支障がなくなると想定される採択終了後、発言者の氏名を含め、公開することが適当であると考えています。以上、御審議いただきたい。

進行

○ ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。

あれば挙手をお願いしたい。10番委員、何かあるか。

佐藤委員

○ 事務局案でよろしい。

進行

○ 皆様、よろしいか。

<委員賛同>

進行

○ 賛同いただいたので、「第1回審議会は委員の所属、氏名、顔写真や撮影等、委員個人を特定できる情報を除き公開」「第2回審議会は、議事について

ては非公開」とする。これで会議の公開についての審議を終わる。

4 委員長及び副委員長選出

- 進行 ○ 委員長、副委員長の選出に移る。当審議会の規程では、審議会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置くことになっており、それぞれ委員の互選によって定めることとしている。暫時の間、どなたかが仮議長になり、互選を進めていただきたい。どなたにお願いしたらよいか。
- 浅水委員 ○ 事務局一任
- 事務局 ○ 事務局一任という声があったので、事務局から申し上げる。
- 5 番委員に仮議長をお願いしたい。
- 仮議長 ○ 委員長、副委員長選出の仮議長を務めさせていただく。どなたか、推薦願いたい。
- 千坂委員 ○ 委員長には、幅広い視点から審議会全体の運営に当たっていただけるよう、15 番委員を御推薦申し上げる。
- 副委員長には、学校教育全般にわたり識見の高い、17 番委員を御推薦申し上げる。
- 仮議長 ○ ただ今、推薦をいただいた。委員長に 15 番委員、副委員長に 17 番委員をお願いしてよろしいか。
- <委員賛同>
- 仮議長 ○ それではよろしくをお願いしたい。これで私の務めを終わらせていただく。
- 進行 ○ 15 番委員、17 番委員には、委員長席、副委員長席に御移動願いたい。
- 委員長、副委員長から一言挨拶をいただく。
- 委員長 ○ 推薦をいただいたので、委員長を務めさせていただく。いろいろと御意見があるかと思うが、よろしくをお願いしたい。図書の選定というのは、子供たちへのその教育の保障という点で大変重要で、責任のある、また同時に非常にやりがいのある仕事であると感じている。宮城県の子供たちの教育のために力を尽くしていきたい。
- 副委員長 ○ この度、副委員長に就任し、委員長、そして委員の皆様と一緒に協力していきながら、適正な教科用図書の採択に当たりまして慎重な審議を進めてまいりたい。

5 諮問

- 進行 ○ それでは、委員長及び副委員長に、当審議会において御審議いただく事項について諮問する。
- 副教育長 ○ 諮問
- 令和 9 年度使用教科用図書の採択について（諮問）

進行

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律昭和38年 法律第182号第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求める。

特別支援学校及び特別支援学級において、令和9年度に使用する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑等の一般図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において、同一の教科書を採択する期間4年との規定から除かれており、来年度採択が行われている。

よって、教育委員会として、令和9年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料を作成するものである。

このような状況を踏まえ、公正で適正な教科用図書採択に万全を期すために、教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他の指導助言等に関する事項について、様々な観点から総合的に検討いただくことを諮問する。

- 審議いただく事項については、ただ今諮問したとおりである。以後、審議に入るが、審議会規程により、審議会の議長は委員長に務めていただく。
なお、副教育長は他の公務のため退席させていただく。

6 審議 (1) 諮問事項について

委員長

- それでは、審議の(1)の「諮問事項について」の審議に移る。はじめに、事務局から説明があればお願いする。

事務局

- 諮問事項1の説明の前に、教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針について簡単に説明する。資料3ページを御覧いただきたい。図1にあるように、小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。

一方、図にはないが、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することになっている。これらのことから、表1にあるように、令和8年度は、小学校及び中学校用の教科用図書の採択年度とはなっていない。そのため今年度は、特別支援学校及び特別支援学級で令和9年度に使用する教科用図書の採択となる。

資料4ページを御覧いただきたい。これは市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、教科用図書無償措置法により採択にあたっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、5ページにあるように6つの地区に分かれている。

6 ページと 7 ページを御覧いただきたい。6 ページは県立中学校の採択の流れ、7 ページは県立特別支援学校小中学部の採択の流れを表したものである。県立中学校及び県立特別支援学校における教科用図書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に資料の 8 ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。

採択に関する県教育委員会の任務については、第 10 条にあるように、「県教育委員会は義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に対し、計画し、実施するとともに市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、適切な指導助言又は援助を行う」義務を有することが法律に定められている。

また、教科用図書選定審議会の設置については、第 11 条に、「県教育委員会は指導助言または援助を行おうとする際、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき、県教育委員会では 10 ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、11 ページにあるように、審議会規程を定めているところである。

続いて別紙 1 を御覧いただきたい。令和 9 年度使用教科用図書の採択事務日程について説明する。本日は第 1 回の審議会となる。県教育委員会からの「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」の諮問を受け、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、5 月 1 日・7 日・8 日の 3 日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。

5 月 18 日第 2 回審議会では、提出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に委員長より県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申を基に、教科用図書の採択基準や選定資料を、市町村教育委員会、及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6 月から 7 月にかけて採択地区協議会を開き、独自に調査研究を行い、8 月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6 月 1 日から 7 月 31 日までのいずれかの日の 14 日間、県内 14 か所で教科書展示会を行う。

なお、県立特別支援学校については、別日程になっており、6 月から 7 月にかけて、特別支援学校では学校ごとに採択検討会議を行い、県教育委員会

へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について説明する。別紙2の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。平成27年度に、教科書採択の重要性に鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえ、平成29年度に一部修正し、県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。

この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種に関わらず、県内の公立学校で使用する教科書の採択について基本的な方針5点を示したものである。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものである。

2点目は、本県の教育振興基本計画や、各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものである。

3点目から5点目は、法令等に表示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、適正かつ公正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。

なお、「第2期宮城県教育振興基本計画」については、新学習指導要領の実施や教育機会確保法に基づく児童生徒への支援、教育DXの推進などの、計画期間中に生じた状況変化に対応するとともに、本県の課題である学力、体力、運動能力の向上、学校に登校していない児童生徒への支援の充実・強化を図るために中間見直しを行い、令和6年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」を策定している。基本方針の「2」に示されている「目指す姿」は、改訂版の内容を受けたものであると押さえている。

この方針に則り、諮問書の中で申し上げた事項を諮問したいと考えている。教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

委員長

- それでは今の説明にあった教科用図書選択基準の策定資料、その他、指導助言等に関する事項について審議をお願いします。

諮問事項 一般図書

委員長

- 採択基準について説明をお願いします。

＜採択基準案を配布＞

事務局

- それでは、説明させていただく。別紙3を御覧いただきたい。御審議いただく、「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、令和9年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準」について御説明申し上げる。

ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科用図書のことである。第9条に述べられている「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」とは、例えば、このような（2～3冊実際に見せる）絵本や図鑑などである。

これらの本は、街の書店で通常売られている本なので、「一般図書」と呼ばれている。

なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択だが、附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に1度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この採択基準でこれに基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成する。

採択基準案については、教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目、「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表現と体裁等に関すること」を示している。

今回、「1 内容に関すること」について、昨年度から変更点があるので、説明申し上げる。昨年度は、1（3）は「社会適応能力の向上を図り、自立と社会参加を促す配慮がされているか」としていたが、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築が進められる中で、社会適応能力という表現が、児童生徒が一方的に社会に適応することを求められているというような印象を与えてしまうのではないかと考えた。そこで、この点に関して検討し、「自立や社会参加につながる力の育成に資するものになっているか」と変更した。御審議をお願いする。

諮問事項 採択基準について

委員長

○ 説明にあった一般図書採択基準について、それぞれ「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の4つの項目について基準として適切であるかどうか確認していきたい。

委員長

○ 「内容に関すること」について、いかがか。

千坂委員

○ （3）が昨年度から変更になっているということで、これからの子供たちの力を考えたときに、（3）のような内容でよい。

浅水委員

○ 同様に變更していただいて大変ありがたい。

浅野委員

○ 同じくこのままでよい。

武田委員

○ 自立や社会参加につながるものでよい。

金田委員

○ 特に3番のインクルーシブ教育を踏まえた変更は大変素晴らしいと思う。

- 委員長 ○ 5名の委員の方に御意見を伺ったが、先ほどの（3）の変更も含めて、この内容でよい。
- ＜委員賛同＞
- 委員長 ○ 続いて、「2 組織と配列に関すること」に移らせていただく。
- 蓮沼委員 ○ こちらに記載されているとおりの内容でよい。
- 根岸委員 ○ 私も同様にこのままでよい。
- 鵜殿委員 ○ このとおりで結構かと思う。
- 皆川委員 ○ 組織的、系統的に配列されるというのは、特別支援学級の子供たちにとっては不可欠な要素であるとする。
- 委員長 ○ この内容で適切ではないかという御意見だったと思うが、他の委員の皆様はいかがか。
- ＜委員賛同＞
- 委員長 ○ 続いて、「3 学習と指導に関すること」に移らせていただく。
- 杉浦委員 ○ 子供たちの障害の状態、発達の段階、特性、基礎的なこと、興味・関心、子供たちが歩む一歩を大切にするという主体的な学びの視点、それぞれ網羅されておりますので、この案のとおりでよい。
- 佐藤委員 ○ 絵、図表、写真、そしてウェブページと、児童生徒がいろいろな手段でアクセスできるのでとてもよい。
- 高橋委員 ○ 様々な視点や角度から学習できるというようなことを踏まえて、記載のとおりでよい。
- 笠原委員 ○ 視覚的なアクセスもあり、内容がより理解できるということで、とても良い内容である。
- 委員長 ○ 皆さん、必要な観点であったり内容が盛り込まれていたりするというところで、この内容でよいのではないかという御意見だったと思うが、他の委員の皆様はいかがか。
- ＜委員賛同＞
- 委員長 ○ 続いて、「4 表現と体裁等に関すること」の方に移らせていただきたく。
- 及川委員 ○ 個々の特性に合わせて配慮事項が書かれてあるのでよい。
- 後藤委員 ○ この内容で適切である。
- 大曾根委員 ○ 多様性の時代が今後予想される中で、このような様々な表現がされているということはとても素晴らしい。
- 委員長 ○ 副委員長はいかがか。
- 副委員長 ○ 特にない。
- 委員長 ○ この「4 表現と体裁等に関すること」についても、この内容でよいという御意見だったと思うが、他の委員の皆様はいかがか。
- ＜委員賛同＞

委員長 この採択基準を基に、専門委員会で選定資料を作成ということでよいか。
＜委員同意＞
委員長 ○ では、これで諮問事項についての審議を終える。
○ なお、審議会規定第4条で「専門委員は委員長の命により専門事項の調査に従事する」とあるので、本日の内容を事務局から伝えていただくようお願いする。

6 審議（２）その他

委員長 ○ 審議事項２「その他」について、何か御意見はあるか。
＜意見無し＞
委員長 ○ これについては特にないようなので、事務局にこれからのことについてお願いします。
事務局 ○ 「第２回選定審議会の日程」についてお諮りする。事務局としては、次の会を、５月１８日月曜日午後１時３０分から午後３時３０分まで、第一会議室で、開催させていただきたい。
委員長 ○ よろしいか。
＜委員同意＞
事務局 ○ なお、当日は、教科用図書の見本を審議会中に御覧いただく時間も設定するが、委員の皆様は、出版社ごとの教科書の特徴等を踏まえた上で、選定資料等を御審議いただくことから、審議が始まる前に教科用図書の見本を手にとって御覧いただく時間を設ける。
○ 見本は、会場となる第一会議室を早めに開放し、御覧いただきたいと考えている。詳しい御案内については、後日、郵送にてお知らせするので、よろしくお願いする。
委員長 ○ 特に御異議がなければ、次回は５月１８日月曜日午後１時３０分から開催する。
委員長 ○ 以上で、本日の審議を終わらせていただく。

7 閉会

進行 ○ 本日審議いただいた内容、趣旨を専門委員に十分に伝え、教科用図書の調査・研究を充実させたいと考える。
○ ここで、事務局より連絡がある。
事務局 ○ 本日使用した資料には、審議委員の皆様以外には公開できない資料も含まれている。採択の公正を期すためにも、本日配付した資料及び審議内容や審議中のメモなどについては、公開が可能となる期日までその取扱いに十分御留意いただきたい。

なお、審議会途中でお配りした諮問書の写しと諮問理由書の写しは、持ち帰らず机上においてお帰りいただきたい。本審議会の性質上、皆様のお名前等の公表は、任期終了後となるのでその点も御留意いただきたい。